

令和3年度から適用される市民税・県民税の主な改正についてお知らせします。詳細は、市ホームページをご覧ください。お問合せ/市民税課(☎232-9138)

未婚のひとり親に対する税制上の措置と寡婦(寡夫)控除の改正

ひとり親控除の創設

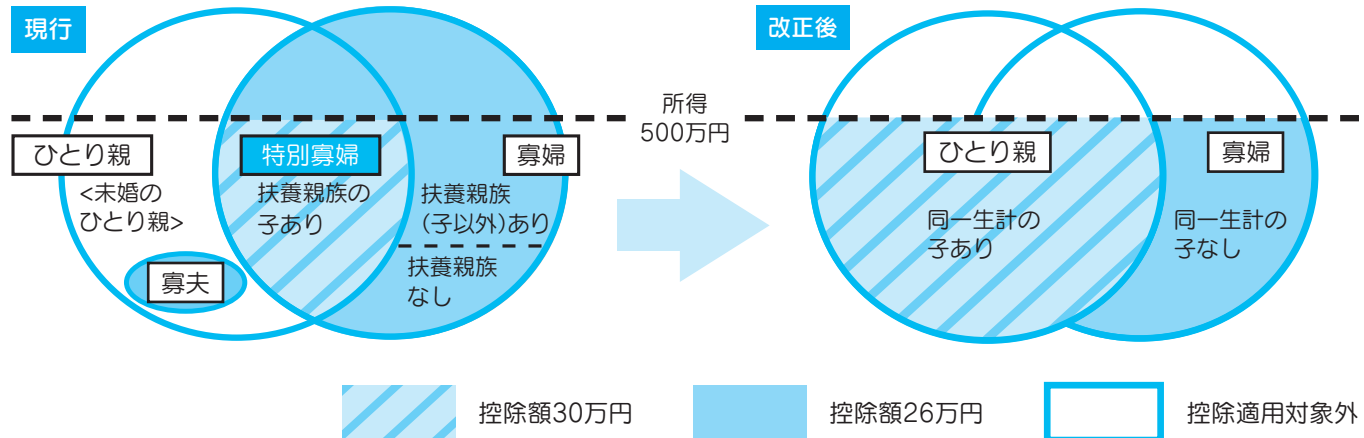
婚姻歴の有無や性別にかかわらず、同一生計の子(他の者の同一生計配偶者または扶養親族となっていない前年の総所得金額等が48万円以下の子)を有する単身者について、ひとり親控除(控除額30万円)が適用されます。

※所得制限(合計所得金額が500万円以下)あり。

寡婦控除の見直し

ひとり親控除に該当しない寡婦については、引続き寡婦控除として控除額26万円が適用されます。また、子以外の扶養親族を持つ寡婦について、所得制限(合計所得金額が500万円以下)が設けられます。

※ひとり親控除、寡婦控除のいずれも、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合は適用対象外。



新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市民税・県民税の税制改正

住宅借入金等特別控除の適用要件の弾力化

消費税率10%が適用される住宅を取得した場合における住宅借入金等特別控除の控除期間が、10年間から13年間に延長となる特例措置については、新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅れた場合でも、一定の要件を満たし入居をすれば、対象となります。

※改正前は、令和2年12月31日までに入居した場合に限り適用。詳細は、お問合せください。

イベントの中止等をした主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金税額控除の適用

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止などになったイベントのチケット等を購入していたが、その払戻しを受けることを辞退した場合に、辞退した金額のうち20万円までの金額について、寄附金税額控除の対象となります。

※対象となるイベントなど、詳細は、お問合せください。各控除の適用を受けるには、確定申告または市民税・県民税の申告が必要です。詳細は、お問合せください。

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等に対する固定資産税等の軽減

問合せ/資産税課(☎224-1122)

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産について、令和3年度の固定資産税・都市計画税が軽減されます。

対象/令和2年2月～10月の任意の連続する3か月の事業収入が、前年の同時期の事業収入と比べて30%以上減少して中小事業者等 ※性風俗関連特殊営業を営む者を除く。

対象資産/事業用家屋及び償却資産 ※土地・居住用家屋は対象外。

軽減率/令和2年2月～10月の任意の連続する3か月の

事業収入が、前年の同時期の事業収入と比べて、①30%以上50%未満減少…2分の1軽減 ②50%以上減少…全額軽減

対象年度/令和3年度

申告方法/令和3年1月4日(月)～2月1日(月)に、申告書に記入のうえ、添付書類を添えて、郵送で、資産税課へ ※水戸市へ申告する前に、税理士や金融機関などの認定経営革新等支援機関などで、軽減条件を満たしているか確認を受けてください。申告書は、市ホームページから入手できます。詳細は、市ホームページをご覧ください。

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、特定の収入にのみ適用される給与所得控除と公的年金等控除の控除額を一律10万円引下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額を10万円引上げます。

給与所得控除の改正

- 給与所得控除を一律10万円引下げ
- 給与等の収入額が850万円を超える場合の控除額を195万円に引下げ

公的年金等控除の改正

- 公的年金等控除を一律10万円引下げ
- 公的年金等の収入額が1,000万円を超える場合の控除額に195万5千円の上限を設定

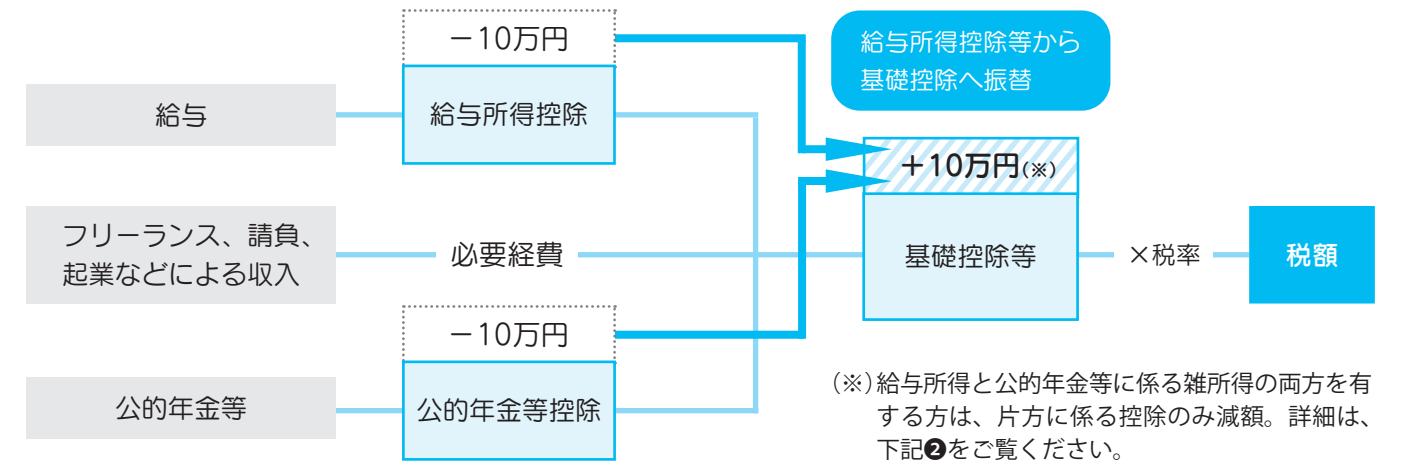
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合は、控除額を引下げ

基礎控除の改正

- 基礎控除を10万円引上げ
- 合計所得金額が2,400万円を超える場合は、その合計所得金額に応じて基礎控除額を引下げ。合計所得金額が2,500万円を超える場合は、基礎控除の適用対象外

調整控除の改正

- 所得割がある方のうち、合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用対象外



所得金額調整控除の創設

①子育て世帯などに対する所得金額調整控除

給与等の収入金額が850万円を超える方で、①～③のいずれかの要件を満たす場合は、次の計算により算出した金額が給与所得金額から控除されます。

- 本人が特別障害者に該当する
- 23歳未満の扶養親族を有する
- 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

所得金額調整控除 = (給与等の収入金額 - 850万円) × 0.1
 ※1円未満の端数は切上げ。給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は1,000万円として計算。この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの納税義務者に適用するという制限がありません。

例/夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、その夫婦の間に一人の23歳未満の扶養親族である子がいる場合、夫婦ともに、この控除の適用を受けることができます。

②給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方を有する方に対する所得金額調整控除

給与所得控除後の給与等の金額と、公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額がある方で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円を超える場合は、次の計算により算出した金額が給与所得金額から控除されます。

所得金額調整控除 = {(給与所得控除後の給与等の金額) + (公的年金等に係る雑所得の金額)} - 10万円

※給与所得控除後の給与等の金額が10万円を超える場合は10万円、公的年金等に係る雑所得の金額が10万円を超える場合は10万円として計算。①の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得から控除します。